

## 平成29年度事業計画・行事計画

一般財団法人 東京都遺族連合会

## I. 基本方針

我々が今日、平和と自由の恩恵を享受できるのは、国のために命を捧げた戦没者の尊い犠牲によるものであることに思いをいたし、国家、国民は戦没者に対して尊崇と感謝の誠を捧げることを忘れてはならない。

昨年は、1月に天皇皇后両陛下がフィリピンへの慰靈訪問、5月には原爆を投下した米国の現職大統領が広島原爆慰靈碑への献花、そして12月には内閣総理大臣がハワイ・真珠湾への慰靈訪問と、世界の恒久平和を願う年であった。そして、本年2月には歴代天皇として初めてベトナムを訪問、残留日本兵の妻と対面し、「平和が大事ですね」と繰り返し述べられた。両陛下が、常に戦没者とその遺族に心を寄せ続けておられることは感謝に堪えない。

戦争を知らない世代が8割以上を占める今日、先の大戦の記憶の風化が進み、戦争の悲惨さと平和の尊さが薄れつつある。一方、世界に目を向ければ、今なお紛争やテロが途絶えることなく、罪のない命が日々失われ続けている。

戦後72年、21世紀を生きる我々戦没者遺族は、「二度と戦争をしてはならない。我々のような遺族をだしてはならない」という原点に今一度立ち返り、英靈を顕彰するとともに、世界の恒久平和を目指し、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世代へしっかりと伝え続けていく責務がある。

そのため、後継者の育成が急務であり、戦没者の孫、曾孫を中心に昨年12月に発足した「青年部」の組織化を積極的に推進することが重要である。また、連合会の中核である各地区遺族会の組織の充実を図り、女性部、青年部と連携・協働して推進するとともに、戦中、戦後の悲惨さを伝承するため「戦跡の慰靈巡拝」「追悼式」への積極的参加を勧め、「語り部」を発掘・育成していく。

また、遺骨収集を「国の責務」と明記した「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が昨年3月成立した。未だ113万のご遺骨が海外にそのままとなっている。また、3月10日の大空襲の戦災の悲惨さなどの現実を地区の学校教育を通じて伝えることが戦争の悲惨さ、平和の尊さを考えるきっかけになる。

平成29年度政府予算編成では、極めて厳しい財政状況の中、遺族会の要望は概ね計上されることができた。今後とも、公務扶助料等受給者が失権した場合、速やかに特別弔慰金が支給されるよう制度の改善に努力する。

## II. 事業計画

### 1. 英霊の顕彰並びに慰靈に関する事業

#### (1) 英霊顕彰運動の推進

天皇皇后両陛下は、終戦60年の節目の年にサイパン島を慰靈訪問され、70年の節目の年にはパラオ共和国、そして昨年はフィリピン共和国へと、多くの将兵が眠る激戦の地へ慰靈訪問されるなど、国の平安を祈念された。また折に触れ、戦争を知らない世代が増えていることを挙げ「先の戦争のことを十分に知り、考えを深めて行くことが日本の将来にとって極めて大切」と述べられている。

一命を国に捧げたご英霊の御心を今一度振り返り、残された戦没者遺族は平和の尊さを子や孫、曾孫に語り継ぐことに努める。

内閣総理大臣が平成25年12月に靖国神社に参拝したが、国を代表する総理の参拝は、英霊に対する尊崇と感謝はもとより、国民に対し不戦を誓い、平和を希求するメッセージとしてもその意義は極めて高い。

総理、閣僚等に引き続き参拝されるよう要請するとともに、その定着化に向けて環境整備に努める。

#### (2) 戦没者追悼式及び拝礼式の施行

英霊の慰靈顕彰は戦後何十年経ようとも、国、自治体並び国民全体の永遠の責務である。

遺族連合会においては、その象徴的行事として春秋二回の慰靈追悼の式典をはじめ、定例的に拝礼式を挙行し、ご英霊に感謝と哀悼の意を表して戦没者遺族の心情に応えていく。

また、毎年実施している8月15日の全国戦没者追悼式、東京都戦没者追悼式及び10月の沖縄県米須の丘における東京都南方地域戦没者追悼式、硫黄島戦没者追悼式については、多くの遺族の参列のもとに、東京都と協力して実施する。

さらに市区町村や遺族会が行う慰靈・追悼の式典には、本会役員が参列し、追悼のことばを捧げる。

### (3) 戦跡慰靈巡拝の実施

戦跡慰靈巡拝は、戦没者遺族が肉親最後の地を訪ね、戦没者に想いを廻らし、慰靈の誠を捧げる重要な事業である。

本事業は、東京都の助成のもとに戦没者の妻、兄弟・配偶者、子・配偶者、孫、甥姪等を対象に戦没者1人につき1名で実施してきた。今年度から遺族会の強い要望から2名に引き上げられた。このことを踏まえ、各地区遺族会を通じて対象地域戦没者遺族への周知を図り、参加者の拡大に努める。

実施にあたっては、これまでの実施地域や遺族の意向を踏まえて計画・実施する。

### (4) 慰靈友好親善事業の推進

日本遺族会が政府の補助事業として実施している戦没者遺児の慰靈友好親善事業については、事業の広報活動と受付申請業務を行い、参加者の増大に努める。

#### 平成29年度実施予定地域

広域地域 15地域延べ16回・792名（予定）

- ①旧満州 ②旧ソ連 ③西部ニューギニア ④モンゴル
- ⑤トラック・パラオ諸島 ⑥東部ニューギニア ⑦マリアナ諸島
- ⑧ボルネオ・マレー半島 ⑨フィリピン ⑩ソロモン諸島
- ⑪ミャンマー ⑫台湾・バシー海峡 ⑬中国

※ 以下の地域は二次を実施する。

- ①東部ニューギニア ②ミャンマー ③フィリピン

特定地域 3地域・108名（予定）

- ①西部ニューギニア ②ビスマーク諸島
- ③マーシャル・ギルバート諸島

### (5) 戦没者遺骨収集事業への支援

遺骨収集事業等には、孫・曾孫等の参加をより一層促すとともに、引き続き積極的に参加協力する。

#### 平成29年度遺骨収集実施地域・19地域(予定)

- ①フィリピン ②東部ニューギニア ③ビスマーク・ソロモン諸島

- ④インドネシア ⑤パラオ ⑥マリアナ諸島 ⑦トラック諸島
- ⑧マーシャル諸島 ⑨ギルバート諸島 ⑩ミャンマー ⑪インド
- ⑫樺太 ⑬沖縄 ⑭硫黄島 ⑮ハバロフスク地方 ⑯沿海地方
- ⑰クラスノヤルスク地方 ⑱アムール州 ⑲カザフスタン共和国

本会は遺骨収集帰還に係る業務を行うと共に、遺族会の協力を得て、千鳥ヶ淵国立戦没者墓苑で行われる遺骨出迎え、引渡式への参列及び東京都が行う遺族への遺骨伝達に協力する。

## 2. 戦没者遺族の処遇向上及び福祉に関する事業

### (1) 戦没者遺族の処遇改善運動の推進

- ① 戦没者の妻の平均年齢は 96 才を超え、戦没者遺児の平均年齢も 75 歳を超えるようになり、一段と高齢化が進み、一人暮らしを余儀なくされている遺族も多く、公務扶助料等は唯一の生活の糧となっていることを鑑み、今後も、国家補償の理念に基づいて改善が行われるよう更に運動を推進する。
- ② 公務扶助料等の受給権が失権した遺族に支給される「特別弔慰金」は、平成 27 年に継続・増額されたが、今後とも増額等支給要件等の改善について、積極的に運動をしていく。
- ③ 遺児友好親善事業等政府関連慰靈巡拝事業の参加者の範囲の拡大について要望する。

### (2) 社会福祉活動の推進

社会福祉活動は、遺族会の存立意義を高める上においても極めて重要である。

地区遺族会の協力の下に戦没者遺族、遺族に相応しい支援及び社会奉仕活動を実施する。

- ① 戦没者の父母・妻に対する慰問品の贈呈及び激励訪問。
- ② 共同募金運動及び複十字シール運動への参加、社会福祉活動支援。
- ③ 自立が困難な高齢遺族に対する行政との連携による援護施策の啓蒙。
- ④ 諸社、慰靈碑、忠魂碑等の清掃奉仕活動等を実施する。

### **3. 東京都戦没者靈苑管理運営業務の推進**

東京都戦没者靈苑は、約 16 万にのぼる東京都関係戦没者慰靈と平和を願う都民の親しめる施設として設置、運営している。

本会がこの施設の管理運営を行うことは、連合会の恒久平和を願う目的と同じくし、また諸行事を推進するために重要であり、その存在を広く都民に周知する上で、大きく貢献している。

このため、本年度においても、来苑者及び利用者に対するサービスの充実や、施設の整備、整頓及び大戦に関わる記録保存、遺品の収集、展示等受託業務の誠実な履行に努める。

また、靈苑内の民生・児童委員顕彰碑の管理業務を適正に実施する。

### **4. 組織運営の充実強化**

本会の使命である英靈の顕彰と戦没者遺族の福祉の向上については、後退することなく今後とも充実・強化していくかなければならない。

このため、後継者である戦没者遺児やその配偶者を中心に孫・曾孫、甥姪等、若い世代の加入を促進し、昨年 12 月に発足した「青年部」の組織化を発展させる。特に、各地区遺族会の組織の充実を図り、女性部、青年部と連携・協働して組織を充実・強化する。

#### **(1) 組織の拡充強化**

安定的な組織運営を確保する上で会員の維持増強が重要である。

このため、

- ① 実態調査の活用による会員後継者、子、孫等の諸行事への参加と入会促進。
- ② 特別弔慰金受給者、慰靈友好親善事業参加者の入会促進。
- ③ 灵苑の位牌管理名簿の検証による会員の掘り起こしなどにより、会員の増強に努める。
- ④ 会員の減少、遺族会離れを加速している要因の一つは、会と遺族をつなぐリーダー（世話人）の高齢化と後継者難にあり、組織を維持する上でこの対策が重要且つ急務であり、人材の確保、養成を図る。

## (2) 青年部の発展

戦没者遺児が高齢化するもとで、組織の継承と永続を図るために、  
戦没者の孫、曾孫、甥、姪、の加入による後継者づくりが欠かせない。  
このため、青年部を充実・発展させ、日本遺族会の青年部と協働して後  
継者対策に取り組む。

- ① 代表者会議の開催
- ② 研修会の開催
- ③ 諸行事への参加促進

## (3) 女性部活動の充実

女性部は遺族会活動の中核的な役割を果たしており、地区遺族会及び  
連合会活動の事業運営はもとより情報の収集、伝達機能としても重要で  
ある。入会していない女性遺児の積極的参画と男性遺児の配偶者及び子、  
孫、姪等の組織加入を促進し、部会活動の充実と後継者の育成に努める。

また女性部のない遺族会については、設置を促進する。

## (4) 運営財源の確保

会員の減少等による厳しい情勢の下における財源の確保は、地区遺族  
会及び連合会にとって重要な深刻な問題である。

遺族会の本来的使命である英靈の顕彰や遺族の福祉、処遇改善の活動  
を推進する組織活動を活発にするためにも、一定の運営資金を維持し、  
財政の安定化を図ることが不可欠である。

そのために27年度においては、唯一の財源である分担金とともに、運  
営基金募金への協力をお願いし、多大なご協力をいただいた。

今後とも適正な運用と極力運営経費の節減に努めるとともに、靈苑管理  
業務との一体的運営を図り、財政運営の効率化に努める。

## (5) 研修・情報提供の推進

活発な組織運営と会員相互の連帯を図る上で、研修及び情報提供の  
拡充が重要である。

適宜、研修会や旅行会を実施し、遺族関連情報の提供や関係知識の向  
上を図るとともに、適時適切な情報の収集・提供に努め、ホームページ

や機関紙等を充実させ、連合会、遺族会及び会員との理解と連帯感の醸成に努力する。

### III. 行事計画

#### 1. 英靈の慰靈及び顕彰

- (1) 拝礼式 1、3、5、7、10、12月の15日 午前10時  
30分開式、15日が土・日・祝日にあたる場合は、翌日または翌々日
- (2) 慰靈追悼式 秋季10月16日（月） 春季3月15日（木）
- (3) みたままつり 7月18日（火）
- (4) 靖国神社昇殿参拝・観桜懇談会 4月11日（火）
- (5) 東京都戦没者追悼式 8月15日（火） 11時45分より  
東京都と共に催 文京シビックホール
- (6) 全国戦没者追悼式参列 8月15日（火） 11時45分より日本武道館
- (7) 東京都南方地域戦没者追悼式 10月24日前後  
沖縄「東京の塔」霊域内 東京都と共に催
- (8) 硫黄島戦没者追悼式参列 5月中旬頃（予定） 硫黄島「鎮魂の丘」
- (9) 戦跡慰靈巡拝 未定
- (10) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑慰靈祭 春季5月29日（月）・秋季10月中旬
- (11) 遺骨引渡式 帰還の都度 千鳥ヶ淵戦没者墓苑
- (12) 遺骨収集事業への参加・協力 国の年間計画による
- (13) 慰靈友好親善事業に参加・協力 日本遺族会の年間計画による
- (14) 沖縄平和祈願慰靈大行進に参加 6月22日（木）～24日（土）

#### 2. 戦没者遺族の処遇改善・福祉の向上

- (1) 国会陳情 12月 全国戦没者遺族大会終了後
- (2) 東京都議会陳情 9月 初旬
- (3) 戦没者父母・妻への慰問品贈呈 9月 中旬
- (4) 一人暮らしの父母・妻等を激励慰問 随時
- (5) 戦没者遺族援護相談 随時

## (6) 研修会

- ◎ 研修旅行 6月
- ◎ 青年部研修会 未定

(7) 赤い羽根共同募金・複十字運動への参加協力 10月

## 3. 東京都戦没者靈苑管理運営

- ◎靈苑の維持管理及び清掃
- ◎戦没者名簿の整理・閲覧
- ◎来苑・施設利用者の受付・接遇 (年間10,000人)
- ◎民生委員・児童委員顕彰の維持管理

## 4. 機関誌の発行 新年号(7,000部)

## 5. 組織の運営

- (1) 正副会長会 1、3、5、7、10、12月の挙式終了後開催  
その他必要な都度開催
- (2) 理事会 1、3、5、7、10、12月の挙式終了後、その他必要な都度開催
- (3) 評議員会 5月末・3月末の年2回
- (4) 新年会 1月22日(月) ホテル パリッシュ エドモント
- (5) ブロック地区会議 必要の都度
- (6) 女性部長会 隔月挙式終了後開催
- (7) 女性部定例役員会 女性部長会終了後
- (8) 青年部運営会議 未定

## 6. 日本遺族会

- (1) 創立70周年記念式典 9月(予定)
- (2) 千鳥ヶ淵戦没者墓苑挙式 5月29日(月)
- (3) 沖縄平和祈願慰靈大行進 6月22日(木)～24日(土)
- (4) 支部長会議 隨時
- (5) 常務理事会 隨時
- (6) 理事・評議員会 5・6月・2月
- (7) 女性部長会

- (8) 女性部・青年部合同研修会
- (9) 第2ブロック会議 10月5(木)・6日(金)茨城県
- (10) 全国戦没者遺族代表者会議
- (11) 第73回全国戦没者遺族大会 12月15日(金)
- (12) 事務局長会議 随 時
- (13) 事務局長・職員研修